

和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事務局運営等業務

プロポーザル公募要領

令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）は、現代及び未来の課題に対して世界中が課題解決の提案を持ち寄る場となっています。和歌山県は、県内に設置されている小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「対象教育機関」という。）に通う児童及び生徒が、直に万博を体験することによって、社会課題に関心を持つとともに、更なる国際意識の向上につながるよう、万博入場チケット費用及びバス費用の一部に対する支援を行うことで、教育旅行としての万博参加機会を提供します。

本業務は、対象教育機関等との調整や問合せ対応等を行う事務局の設置及び運営実施により、各対象教育機関の円滑な教育旅行での万博参加実施を目的とし、民間事業者等の知識・ノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

なお、本業務は、和歌山県議会令和6年2月定例会において、本業務に係る令和6年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合があります。また、その場合、和歌山県は一切の責を負いません。

1 募集概要

(1) 業務名称

和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事務局運営等業務

(2) 業務内容

別添「和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事務局運営等業務 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

(4) 委託上限額

受託者事務経費 30,511,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

支援金給付原資 84,002,000 円

※各年度の配分は、受託者の業務計画を踏まえ、和歌山県と受託者で協議の上、決定します。

2 スケジュール

令和6年3月15日（金） 公募開始、質問受付開始

令和6年3月26日（火）12時 説明会参加申込締切

令和6年3月27日（水）16時 説明会開催

令和6年4月1日（月）12時 質問受付締切、応募申込書の提出締切

令和6年4月5日（金） 質問回答

令和6年4月15日（月） 提案書類提出締切

令和6年4月25日（木） 選定委員会（予定）

令和6年4月下旬頃 契約締結・業務開始

令和7年11月28日（金） 業務終了

3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であることとします。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めません。コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできません。

コンソーシアムで参加する場合にあっては、(1)から(6)までの要件については構成員全員が該当する必要があり、(7)及び(8)の要件については構成員のうち1者以上が該当する必要があります。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 過去5年間に本業務に類似する業務の実績を有していること。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年3月15日（金）から令和6年4月1日（月）12時（正午）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

最終日は正午までの配布となりますので、御注意ください。

イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 万博推進課

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1 和歌山県庁本館

電話番号：073-441-2702

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00216321.html>)

からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和 6 年 3 月 15 日 (金) から令和 6 年 4 月 15 日 (月) 12 時 (正午) まで

応募申込書については「7 プロポーザルの応募申込み」を参照

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで)

最終日は正午までの受付となりますので、御注意ください。

オ 提出方法

書類は、郵送又は持参してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し及び受領の記録が残る方法に限ります。

なお、郵送にて提出した場合は、受領確認を万博推進課あてに電話 (073-441-2702) により行ってください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 応募申込書 (様式 1)

イ 企画提案書 (様式自由) 【表紙を除き A4 判・片面印刷 10 枚以内とする。】

ウ 見積書 (様式自由) 【見積りに係る積算内訳も提出すること】

エ 提案者の概要書 (様式 2) (コンソーシアムで応募する場合にあっては、「コンソーシアム構成員表 (様式 2 - 2)」も併せて提出すること。)

オ 誓約書 (様式 3)

カ 直近 5 か年における、類似する業務の契約書の写し

キ 役員等に関する調書 (様式 4)

ク 法人にあっては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 (直近 1 年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し (直近 1 年分)

ケ 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票

コ 印鑑証明

サ 消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明 (発行後 3 か月以内のもの)

シ 県税について未納がない旨の証明書 (発行後 3 か月以内のもの)

ス コンソーシアムにあっては、構成員全員が締結した協定書の写し

※ キ～シは、和歌山県の入札参加資格があれば省略可

(3) 提出書類の留意事項

ア 正本1部、副本10部を提出すること。〈持参・郵送〉

イ 和歌山県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

(4) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しませんので御了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（コンソーシアム構成員として参加する場合を含む。）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにしてください。また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出してください。

ウ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

〈記入例〉「和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事務局運営等業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後に書類を取り替えることは認めません（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

5 事前説明会

本プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催しますので、次のとおり参加申込みを行ってください。

なお、説明会への出席は、本プロポーザル参加の条件としますので、説明会に出席しなかった場合、本プロポーザルに参加できません。

(1) 開催日時

令和6年3月27日（水）16時から（1時間程度）

(2) 開催場所

和歌山県庁 東別館 6階 会議室6-A

（住所：和歌山県和歌山市小松原通1-1）

(3) 申込方法

参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールでお申し込みください。

件名に「【説明会申込】和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事務局運営等業務」と記載してください。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話（073-441-2702）により行ってください。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※説明会実施時に質疑応答は行いません。質問は電子メールでお願いします。

※説明会への出席者は1者当たり2名以内とします。

※コンソーシアムで参加する場合にあっては、説明会について構成員のうち1者以上参加すればよいものとします。

(4) 説明会への申込期限

令和6年3月26日（火）12時（正午）まで

- (5) 電子メールアドレス banpakujoyoho@pref.wakayama.lg.jp

6 質問の受付

- (1) 受付期間

令和6年3月15日（金）から令和6年4月1日（月）12時（正午）まで

- (2) 提出方法

電子メール（アドレス：banpakujoyoho@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話（073-441-2702）により行ってください。

受け付けた質問は、後日、事前説明会参加者全員に対し、メールにより回答します。ただし、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから回答できません。

7 プロポーザルの応募申込み

- (1) 受付期間

プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和6年4月1日（月）12時までに、応募申込書（様式1）を提出すること。

- (2) 提出方法

電子メール（アドレス：banpakujoyoho@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話（073-441-2702）により行ってください。

8 審査の方法

- (1) 審査方法

ア 審査は、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）により行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

イ 応募者が5者を超えた場合、書類審査において、(3)の審査基準に掲げる項目について審査の上、評価の高い5者を選定します。

ウ プレゼンテーション審査は、(3)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

エ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約候補者に決定します。

オ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定します。

- (2) 企画提案書記載事項

企画提案書作成に当たっては、別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加えて、以下の点についても必ず盛り込むこと。

ア 本業務を行う業務体制

イ 業務遂行スケジュール

ウ 業務を遂行する上で、効率化につながる提案

特に本業務は、和歌山県が創設する予定の「和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援金（仮称）」（県内対象教育機関に就学する児童・生徒が居住する地域にかかわらず広く大阪・関西万博に参加することを目的として支援金を交付するもの）と連動するものであり、和歌山県、各対象教育機関、万博参加する児童及び生徒並びに受託者の全てにとって、本業務の趣旨を達成する上で最適なものとなるよう提案すること。

(3) 審査基準

①業務目的・内容の理解度について
・業務目的等を正しく理解した上での提案になっているか。 ・業務の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。
②組織体制について
・業務内容に応じた組織体制となっているか。 ・総括責任者や部門ごとの責任者が適正に配置されているか。 ・和歌山県及び各関係先との連携が密に取れるものとなっているか。
③業務の実施について
・業務を適切に実施することが可能な提案内容となっているか。 ・業務実施体制、人員配置及び実施プロセス（スケジュールを含む。）が適切な提案となっているか。
④組織能力について
・事業実務に精通し、業務を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有しているか。 ・財務状況の評価により経営基盤が確立しているか。
⑤類似業務実績について
・過去（公募以前5年以内）に類似する事例に取り組んだ実績があるか。 ・当該実績は、本業務を適切に完遂できると推測するに十分なものとなっているか。
⑥独自提案内容等について
・企画内容や実施方法に創意工夫があり、より効果的な成果が得られる提案になっているか。 ・そのほか、特別に評価すべき点があるか。
⑦地域への貢献度について
・応募者が県内の企業である、又は、コンソーシアムに県内の企業を含んでいるか。 ・県内の企業を活用する、又は、県内に事務所を構える等、地域経済への貢献はあるか。
⑧見積書の内容について
・単価や数量が適正に見積もられているか。

(4) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者であるコンソーシアムの構成員が他の応募提案

者であるコンソーシアムの構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合を含む。)

カ そのほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

(1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議します。

(2) 契約金額の支払いについては、原則的に精算払いとします。

(3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条に該当する場合は契約保証金を免除します。